

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年1月15日(月)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時56分
場所	全員協議会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委員 岡 田 もとみ	委員 小 山 雄 幸	委員 千 田 恭 平	委員 佐 藤 浩
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 齋 藤 禎 弘 委員 猪 股 晃 委員			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	渡辺建設部長、ほか8名 中田上下水道部次長、小山上下水道部次長、鈴木上下水道部次長、ほか5名			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・上下水道の普及について ・道路インフラ整備について ・街路樹の維持管理について			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和6年1月15日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会いたします。
齋藤禎弘委員、猪股晃委員より、欠席の旨、届出がありました。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
お諮りいたします。
本日の審査に当たり、当局から建設部長及び上下水道部次長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議がありませんので、さよう決しました。
直ちに、議長を通じて、建設部長及び上下水道部次長の出席を求めることにいたします。
所管事務調査を行います。
初めに、上下水道の普及についてを議題といたします。
当局より、現状と課題について説明を求めます。
中田上下水道部次長。

上下水道部次長 : 上下水道部次長兼総務管理課長の中田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。
本日、上下水道の普及についてということで、私から上水道の分の普及について御説明し、その後、下水道等の普及について小山下水道課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは、水道の普及について御説明申し上げます。
資料の上のほうに、給水区域の管路整備ということで、基本的な考え方を載せております。
まづもって、給水区域内での事業というようになるわけでございますが、管路(配水管)の整備につきましては、布設替工事を基本としております。
ただ、一部を除き、新たな管路を布設いたします新設工事というものはやっております。
その一部というのは何かといいますと、その箱囲みの部分に記載してございますけれども、管路の末端の部分で水質を確保するためですとか、あとは断水事故の影響を低減させるために、管路をループ状につなぐ新設工事、そういったものは対応してございます。

それから、管路整備の基本的な考え方の2点目でございますけれども、配水管から給水管を取り出す給水装置工事につきましては、お客様の負担でやっていただいております。

それから3つ目、給水区域については、当面現行どおりというような考え方でございまして、給水区域の拡張に当たりましては、国の制度の見直しですとか、あと広域連携の進捗、または宅地開発の状況など、環境の変化が生じた時点で、そういった拡張を検討するというようなことにしております。

それで、水道の普及状況でございますが、データを御紹介したいと思います。

まず、普及率の推移でございますけれども、平成29年度、これは上水道と簡易水道が統合した年度でございますが、その時点で87.64%で、直近の令和4年度で87.74%ということで、まず、ほぼ横ばい状態というような状況でございます。

参考までに、給水戸数ですけれども、こちらにつきましては、令和4年現在で4万2,527戸ということで、微増状態・状況ということでございますし、それから給水装置工事の新設になりますけれども、そちらの推移につきましては、令和4年度で320件ということで、これは年々、減少傾向にあるというような状況でございます。

資料の下段になりますけれども、地域別の水道普及率でございますが、市全体で87.74%という状況でございますが、地域別に見ますと偏りがあるということで、一番高い地域で川崎地域の99.75%から室根地域の38.25%ということで、地域ごとに水道普及率に違いがあるというような状況でございます。

水道の普及につきましては、以上でございます。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：下水道課の小山です。

どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、下水道等の普及についてということで、資料の2ページを御覧ください。

まず初めに、1番として、普及の方針ということになりますけれども、当市では、河川等の公共用水域の水質保全、それから衛生で快適な生活が送れるよう公共下水道事業、それから農業集落排水事業、浄化槽事業の汚水処理事業に取り組んでいるところであります。

これらの事業を推進するため、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置の重要性について、イベント等による普及活動、それから広報等を通じて市民に広く周知し、各家庭等の水洗化を図ることとしているところであります。

また、接続や設置に係る支援制度を創設いたしまして、排水設備工事店等とも連携した取組を進めることとしているところであります。

2つ目といたしまして、主な普及活動でございますけれども、1つは下水道の新規供用開始区域の方、それから市民センター、排水設備指定工事店等へ水洗化工事の支援制度のチラシを送付いたしまして、周知に努めているところであります。

また、広報、ホームページでも、水洗化のPRを行っております。

それから、下水道工事の説明会、区長懇談会等でも水洗化工事の支援制度について説

明をしているところでありますし、あとは住宅祭、今年度初めてでしたが市民フェスタ等で水洗化PRコーナーを設けまして、PRしたところでございます。

それから、下水道未接続者宅の戸別訪問ということで、これまでコロナ禍でちょっと休んでおりましたけれども、今年度から再開いたしまして、供用開始から3年以上経過した方で、まだ未接続の方のお宅を訪問しているというような状況でございます。

3番目といたしまして、水洗化工事の支援制度ということになります。

1つは、下水道接続促進事業費補助金というものがございます。

これは、そのエリアの供用開始から3年間に限りの補助金でございますけれども、屋外排水設備が30メートルを超える部分を補助するというものであります。

それから、浄化槽設置整備等事業補助金、これにつきましては、浄化槽の設置に対する補助、それから、くみ取り槽の撤去費補助など、そういった補助制度を設けてございます。

それから3つ目としては、排水設備資金融資あっせん、それから利子補給金というものをして、行っているところでございます。

4番目といたしまして、普及の状況でございます。

まず、(1)といたしまして、汚水処理計画というものを定めておりますけれども、そこに掲げる目標指標と実績ということで、目標指標につきましては、その汚水処理計画を令和4年度に見直しをしておりますので、令和4年度から令和8年度については、その指標も併せて見直しを行ったところであります。

ここに、汚水処理人口普及率と水洗化人口割合というものがございますが、汚水処理人口普及率というものは、市全体の住民基本台帳人口に占める実際に水洗化が可能な人の、した人ではなくて、水洗化をできるようになったという人の人口の割合でございます。

水洗化人口割合は、こちらは全体の住民基本台帳人口に占める実際に水洗化をした人口の割合ということになります。

令和4年度につきましては、普及率が71.8%、水洗化人口割合が67.6%ということで、令和4年度は、水洗化人口割合は目標に対して若干下回ったというような結果になります。

続きまして、3ページを御覧ください。

(2)といたしまして、令和4年度末における事業別実績ということで、公共下水道事業、それから農業集落排水事業、浄化槽事業となりますけれども、ここに処理人口というのがあります。処理人口は、これは公共下水道事業とか農業集落排水事業とかといったところで、接続が可能になった方の人数ということですし、水洗化人口は、それに対して実際に接続した方の人口ということになります。

水洗化率は、処理人口に対する水洗化人口になりますので、公共下水道事業については、水洗化率が86.5%、農業集落排水事業については82.8%、浄化槽事業については処理人口、イコール水洗化人口というようなデータの取扱いをしておりますので、水洗化率というのは、ちょっと出していないというようなところでございます。

続きまして、(3)の公共下水道等における排水設備計画確認申請及び合併処理浄化槽の設置件数の推移ということでございます。

下水道に接続する際、排水設備計画確認申請書というのを提出していただきます。

これによりまして、まずは、その年度に何件くらい設置になっているかという目安になるかと思えます。

実際には、年度をまたいで、申請した翌年度に実際に工事が完了して設置したというのもありますが、大まかな目安ということで確認いただければなと思えますし、合併処理浄化槽の設置件数につきましては、市の設置整備費補助金を交付している件数ということになります。

排水設備計画確認申請のほうは、その年度により増減はありますが、400件前後で推移しているというような状況であります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、平成30年度は200件を超えておりましたが、令和元年からは100件台となり、年々減ってきているような状況であります。

参考までに、令和5年度につきましては、今のところ、若干ではありますが、令和4年度よりは増えているというような状況であります。

5番目といたしまして、その他ということですが、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が難しい理由として、住民の方からの主な意見ということで、ちょっと紹介させていただきます。

難しい理由といたしましては、一つは、下水道への接続や浄化槽の設置のための工事費の捻出が難しいということ。

あとは、高齢者世帯において後継者がいないということから、積極的になれない。

それから、水回りを改修する時期に合わせて実施したほうがいいと。

あとは、今の生活に不便を感じていないというような理由から、なかなか接続ができないというようなことを頂いているというような状況であります。

下水道等の普及については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。

これより、質疑、意見交換を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それでは、下水道のほうについてちょっと何件かお伺いしたいのですが、2番の丸の一番最後、供用開始から3年以上経過した方で未接続の方の件数は、どのくらいあるのか、その数をお伺いしたいと思います。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：実際どのくらい接続していないかというのは、ちょっと把握していないところですが、例年100件くらいのお宅を訪問しているというような状況であります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：把握していないって、意味が分からないのだけれども。

そういった下水道事業をやっている担当者が、3年経過して、接続していない世帯の数が正確に分からないというのは、ちょっとおかしいのではないですか。

公共事業をやっているながら、それはおかしいと思うよ。

正確な数字を持っているからこそ、回って歩いているのではないのですか。

それ確認してくださいよ。

それはおかしい。

つかんでいないということ自体、私に答弁するのは、理解できないよ。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：接続していない方はつかんでおりますが、今ここで、まだ何人というようなまとめまでは、ちょっと至っていないというようなところであります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：下水道の計画の中で、この地区何件とか何世帯とか、そういうことで事業をやっている中で、それに対しての結果として精査する中で、接続していないその数字をつかんでいないというのは、これはちょっと理解できない。

担当課としておかしいと思いませんか。

それだけ公共事業にお金をつぎ込んでやっていて、接続してくださいとお願いをしながら、件数をつかんでないというのは、ちょっとこういった調査する中で、そういう回答が出てこないというのは、答弁が出てこないというのは、非常に私らとすれば不満なのですけれども。

つかむことはできるのでしょ、きちっとやれば。

きちっとやればって、おかしいけれども、ふだんやっていないといけない話なのだけれども。

そこをちゃんと説明してくださいよ。

委員長：小山下水道課長、今手持ちにデータとして集計になった形の件数を押さえていないとか分からないということなのだけれども、台帳か何か見れば、それはつかめる話かと思うのですけれども、それを今すぐ回答できないとすれば、後で結構ですので、資料として、委員会に提出していただくことが可能かどうか確認したいと思います。

小山下水道課長。

下水道課長：大変申し訳ありません。

確認はできますので、今、委員長からお話があったように、後で提出のほうをしたいと思えます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いずれ、当委員会の調査事項の中で、これについてやっていこうということでやってきた。

やってきた上で、委員会を開くということで御案内しているはずですので、その辺、少し丁寧な説明もできるような準備を願いたいと思います。

次に、工事の支援の3(1)の下水道接続促進事業費補助金の中身をちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：先ほども申し上げましたが、これは供用開始になって3年以内の補助金ということになりますが、屋外排水設備が30メートルを超える部分について、その部分の工事費、管の工事費を補助するというものでございまして、補助管渠の延長1メートルにつき5,000円ということで、補助限度額が20万円というものになっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：躯体からずっと、住宅から下水管の本管まで行くのに30メートル以上ある場合は、自宅から、その30メートルまでの分については補助するという考え方でいいのですか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：例えば宅内、末端から公共ますまでの延長が30メートル以上あって、その30メートルを超える部分が補助対象ということになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今出た公共ますは、市のほうで工事する公共ますになりますよね。

宅内の排水ますは、その所有者、利用者が設置する工事をするのだと思うのですけれども、公共ますまで行くまでの間で30メートル以上あれば、その分の管の分だけは補助します、限度が20万円ということでもいいのですか。

確認をお願いします。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：そのとおりでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：最後に、普及状況で、目標が、例えば令和4年度が71.8%、令和5年度が73.4%、令和6年度が75%はいいのですけれども、令和3年度から令和4年度に目標が下がったというのは、単純にどういう理由なのでしょう。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：令和4年度に、汚水処理計画を見直しまして、整備区域につきましても縮小しておりますので、その関係とか、後は、これまでの実績等を勘案して、このように定めたということになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：では目標というのは、全体のものというものは何になりますか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：これは、その市の全体の人口に対する水洗化が可能な割合というものでございます。このような回答でよろしかったでしょうか、違いますか。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：令和3年度から令和4年度に目標が下がったというのは区域の見直し等という事は、その区域の人口なり世帯の数が減ったという、見直したことによって減って、こういった率になったのか、そもそも100%というのは一体何なのということを聞きたい。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：下水道のエリアを見直したと。

エリアを縮小したことによって普及率が下がったと。

要は、エリアを見直ししたことによって、その人口も減ったということで減になっているというようなことでございます。

委員長：休憩いたします。

（ 休憩 10：25 ～ 10：26 ）

委員長：再開します。

小山委員。

小山委員：上水道について、普及ということなので、上水道の整備を今後、市としてどういうように考えているのか。

今後、これ普及していく事業として、新たな取組というのはいらないということですか。布設替工事を基本とするということは、古くなった管を取り替えて維持していくということで水道の普及を進めていくのか、どのように普及を図っていくのかお伺いします。

委員長：中田総務管理課長。

総務管理課長：まず、新たな取組といいますか普及の取組についてでございますけれども、まずは冒頭で御説明申し上げましたとおり、給水区域の中で整備といいますか、水道事業を展開していくということが、まず基本的な考えでございます。

そうした中で、配水管につきましては、基本、現状にある配水管の更新、そういったものを基本的に考えていくというようなことでございます。

それで、地域によって普及率に差があるわけでございますが、そういった中で、この普及率といいますのは、どうしても給水区域が全域に及んでいないので、どうしても100%にはならないという部分がございます。

その給水区域を拡張するに当たりましては、当然、厚生労働大臣の認可、そういったものがなくなってくるわけですが、その認可されるためには、十分に供給できる水源があると、そういったものが基本になるかと思えます。

さらに、経営として成り立つか、そういった視点も必要になっておりますので、現行におきましては、ちょっと給水区域を拡張していくというのは難しいということで、国の制度の見直しですとか、あと広域連携の進捗、また新たな宅地開発、そういった環境の変化が生じた場合には、そういった拡張も考えて、検討していく、そういった基本的な考え方でおります。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、令和5年度事業で、生活用水確保ということで井戸掘りをしているわけなのですね。

それは今度で終わる。

公共上水道のほうにはカウントにならないということだから、そうすると、普及という状況は、今、課長も話したように、新たな土地開発とか住宅開発というか、そういうことがなければ、この状態で維持していくという、そういうことになりますよね。

そうすると、あとは水道普及というのは、前に言ったように、布設替えというか、老朽化を新しく布設替えしていく、それだけの普及になってしまって、これからどんどんそういう布設替えが多くなるのではないかという、そのこの部分の対策は、計画としてその辺のお考えというのは、どのようになっていますか。

委員長：中田総務管理課長。

総務管理課長：当市の給水区域内の配水管等、管の延長ですけれども、ちょっと今正確な数字はあれですけれども、2,000キロメートルを超えているような状況でございます。

岩手県内でもトップクラスに長いところなのですけれども、そういったものの更新というのは、やはり数年でできるわけではないので、毎年計画的に更新していくというようなことが必要になってくるというところで、我々の、そういった工事の部分での重大な部分かというように認識しております。

すみません、正確な数字が2,136.8キロメートルとなっております。

そういった部分の更新というのは、非常に大切な部分かと思っております。

それで、給水区域内で、やはりまだ水道を使っていらない方は、まるっきりゼロではありませんので、水道の経営の部分からしても、やはりそういった方にはつないでいただくというのが重要かというように思っておりますので、ちょっとそれにつきましては、多分、まだ接続されていない方は、市の配水管から距離が遠い方とか、そういう方がいらっしゃるというように考えておりますので、そういった方に対する対策というのでも検討していきたいというように考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると水道事業としては、今のようなことであれば、あと布設替えだけということになりますよね。

そこに不都合というのはないのですか。

国から、この布設替えに対する補助を、これまでずっと上水道を普及してきたわけで、各地域でも水道管が老朽化して、それを替えなければいけないと、昔使ったようなセメント管とかは替えなくてはいけないというようなことがあるのだけれども、そういう部分については、一関市では、そういう対象にはなっていないのですか。

委員長：佐藤水道課長。

水道課長：先ほどセメント管という話がありましたが、石綿管、石綿を含む水道管につきましては、健康被害が確認されていますので、石綿管の更新というのを市でも進めておりまして、現在、供用している管には、石綿管はないと。

全部更新済みだという位置づけでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：水道の普及ということで布設管の維持というか、それに対して国の補助から支援をいただいで促進するというか、そういう部分はないのですか。

委員長：佐藤水道課長。

水道課長：国の補助がありますのが、今現在、市で実施しているのが、緊急時給水拠点確保等事

業交付金、それから水道施設耐震化等推進事業交付金、この二つ。

今年度につきましては、これに加えて生活基盤近代化事業補助金ということで旧簡水の東山地域の田河津地区で整備した管の布設替え等をやっておりますが、これについては令和5年度で終了となります。

先ほど申しあげました緊急時給水拠点確保等事業交付金につきましては、災害等緊急時における給水拠点確保のための重要給水施設配水管等の整備に関する交付金でございます。これにつきましては、今年度、室根地域で実施しているところでございます。

それから、水道施設耐震化等推進事業交付金につきましては、一関地域の市内中心部の重要な位置づけの本管について実施しております。

その他の管につきましては、国の交付金ですとか補助金の対象とはなっていないところで、全て水道企業会計の、いわば単独費といいますか、起債は一部入りますけれども、単独費で、皆様の水道料金で更新しているという状況でございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：水道事業、水道普及のほうなのですけれども、いろいろかなり予算の関係ということで、普及していくのは難しいというような話もあったかと思うのですけれども、一番問題なのは、やはり室根地域の普及率がかなり低いということで、一般質問などでもあったところなのですけれども、その点についての地域別の普及率の目標をどこまで引き上げるかということだと思っておりますが、それに対して室根地域について、どのように今考えているのかお伺いします。

あと下水道については、市民の方の意見に取り上げられているように、やはり浄化槽は、かなり工事費の捻出が高いということで、そこがやはり普及に至らない一番の課題なのかと思います。

もう一つは、市民の中にはやはり、4つ目にあるように、不便を感じていないという方もいらっしゃる、これは、くみ取りだと思っておりますけれども、その浄化槽とくみ取りをやはり市民の要望に応えながら、担当課では、この部分についてどのように全体を考えているのかということをお伺いしたいと思います。

委員長：中田総務管理課長。

総務管理課長：まず、1点目の室根地域の普及率の関係でございますが、認可を受けた給水区域の中でやると、どうしても現行の38.25%とか、それよりもちょっと行くのだとは思っておりますけれども、その程度しかカバーできていないというのが実情でございます。

その背景にありますのは、やはり東部地域では豊富な水源があまりないというようなところがありますので、昔の先輩方も大分苦労して見つけられてきたと思っておりますけれども、そういったことで、現状このような数字となっているところでございます。

そうした中で、生活用水の部分である程度カバーしてきた部分はあるのですが、ある程度集中期間ということで対応いたしましたので、ある程度は対応できているというような認識でございます。

今後の状況を見ながら、水道事業以外の部分是对应があるかとは思いますが、水道事業といたしましても、施設の統廃合と市全体の水のやりくり、そういったものを考え、これから、来年度以降、そういった統廃合について検討していくこととしておりますので、その中で、室根地域の水源だったり水不足といいますか、そういったものには対応していきたいというように考えております。

特に目標というのは、設けてございません。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：今お話がありました、今の生活で不便を感じていないというような方の御意見と、浄化槽の設置と全体の考え方ということですが、やはり浄化槽を設置することによって、環境面において環境保全といったような役目もございますので、もう少しそういったことも普及活動の中で取り入れて、理解をいただいでいくというようなことをやっていければというようなことで考えているところでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：下水道の普及についてというところで、2番の主な普及活動のところに、一番下の丸に下水道未接続者宅の戸別訪問を行っているということで、先ほど佐藤浩委員の質疑では、データはあるのだけれども、数はまだ、今日は報告できないというお話でした。

この戸別訪問なのだけれども、戸別訪問の目的は何なのかということと、それから戸別訪問の中身、実際に戸別訪問されて、どのようなことをお話ししているのかということ、まず、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：戸別訪問につきましては、現在一関地域を行っているわけですが、目的といたしましては、戸別訪問して、早期の接続をお願いしたいというようなことでは考えております。

訪問する際は、接続のお願い文書、それから、排水設備の工事支援制度のチラシ等を持って、こういった融資あっせんとかがありますという説明をして、できるだけ、できるだけというか接続をお願いしているというような状況であります。

委員長：千田委員。

千田委員：戸別訪問をなされた地域は、一関だけですか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：今年度、行っているのは一関地域だけということになります。

委員長　：千田委員。

千田委員：今後の予定は、ほかの地域はどのようなになっていますか。

委員長　：小山下水道課長。

下水道課長：今、下水道を整理しているのは、一関地域と千厩地域ということになりますが、ちょっとまだ予定はしていないのですが、できれば千厩地域もやっていきたいと思っております。

委員長　：千田委員。

千田委員：戸別訪問の成果はありますか。

委員長　：小山下水道課長。

下水道課長：目に見える成果というものは無いのですが、やることによって、接続していただける方もあるのではないかとということで実施しているというようなところでございます。

委員長　：千田委員。

千田委員：下水道区域の中には、既に接続された方と、それから接続はしていないのだけれども浄化槽設置することによって水洗化の生活ができている方と、それから場合によっては、いまだにくみ取りの方と、この3種類の方がいると思うのだけれども、それで間違いないですか。

委員長　：小山下水道課長。

下水道課長：そのとおりだと思います。

委員長　：千田委員。

千田委員：そうしますと、例えば浄化槽を設置している方が、今の生活で不便がないという方が、今度新たに下水道に接続する場合には、例えば配管、集合ます、公共ますまでの工事とか、様々な工事費用がかかるわけですね。

ここに、大きな5番のその他ということで、住民の方からの主な意見というのが4つ出ていますが、こういうことに対しては、市のほうは、やはり何としても接続してほしいというようなスタンスで、これからも臨まれるのでしょうか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：下水道エリアの方につきましては、下水道に接続していただくということになっておりますので、そのようなスタンスで今後も臨んでいきたいと思っております。

委員長：千田委員。

千田委員：そこなのですよ。

もちろんスタンスは分かるのだけれども、実際に住民の側からすると、今の浄化槽の生活で何ら不便がないのだけれども、なぜお金をかけて下水道につなげなければいけないのですかというときに、どのように説明されているのですか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：確かに水洗化になっているというような状況ですであれなのですが、先ほども言いましたとおり、法律とか条例とかでも、下水道エリアについては、下水道に接続するということになっておりますので、御理解いただきたいということでお願いしているところでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：後からでいいのですが、データとして各地域、下水道区域において、私さっき3種類の方がということで確認しましたがけれども、実際に下水道に接続されている方、それから、まだ接続してないけれども、今浄化槽で対処されている方、それからくみ取りということで全く水洗化になっていない方、これのデータは、後からで結構ですが、出していただくことはできますか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：分かりました。

委員長：千田委員。

千田委員：では、後ほどで結構ですので、お願いしたいと思います。

それから最後になりますが、排水設備の計画確認申請というのが出てきたと思うのだけれども、最後のページの(3)排水設備計画確認申請について、いつの段階で、どなたが申請して、どういう内容かというのをちょっと説明していただけますか。

委員長：鈴木普及係長。

普及係長：排水設備計画確認申請でございますけれども、まず、排水設備を行う際、必ず市で指定した工事店を經由して工事をする必要があります。

この際に、申請書ということで、これから工事を行う中身ですね、勾配であったり、ますがこういう位置につくとかということで申請いただいて、市のほうが、それについて適切に基準を守られているかどうか審査をして、それでよろしければ、計画確認申請通知というものを申請者に出して、工事が初めて行えるというような中身でございます。

委員長：千田委員。

千田委員：そうすると、工事の前に事業者が市に対して出すということによろしいのですか。

委員長：鈴木普及係長。

普及係長：そのとおりでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：それは、書面審査になりますよね。

そうすると、例えば現場に行って、その確認申請どおりの図面とか、実際にチェックというのが入るのかどうか。

それから、例えばこれは下水道のほうだけでも、上水道の場合だと図面があって、それが、例えば漏水とかによって工事を実施、漏水の対策をした場合には、それは書き換えないといけないとかというのがあると思うのだけれども、現場と図面が一致するかどうかのチェックというのは、どのようになっているのですか。

委員長：鈴木普及係長。

普及係長：先ほど言いましたとおり、申請については、工事が始まる前に図面に基づいて工事を行うわけなのですけれども、実際、工事が終わりましたら、完了検査ということで、現場で、その申請書に基づいて、竣工図ということで、工事業者のほうがつくりまして、計画図と竣工図が、合っているかということで現場確認をいたします。

そこで多少なりとも変更があれば、工事が終わる前に、変更の図面を出していただくのですけれども、そういった形で、竣工図という形で工事が終われば、図面を頂いて、現場確認をしているというところでございます。

千田委員：分かりました。

以上です。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：何点か質問したいと思いますが、まず、下水道で30メートルを超える部分については補助をしますということになってはいますが、これは、30メートルを超えた部分については何メートルでもよいのかどうか、その辺を伺いたいのですが。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：長さには上限はないのですが、補助金の限度額が、先ほど言いました20万円。

1メートルにつき5,000円が限度で、あと総額では、20万円が限度ということになっております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：金額で上限があるということですよ。

そうすると限定されますよね。

というのは、先ほど千田委員からも出たように、その浄化槽を設置して何ら不便がないので、そのまま、その下水道エリアの中でも浄化槽でいきたいという人に、下水道につながなさいよと。

つなぐ、その管の部分については補助をしますよと。

それが、たったの20万円。

それと、いわゆる30メートルまでは個人で払いなさいと。

それを超えた分については補助しますと言っておきながら、たったの20万円では、つなぐ気にもならないのではないかと思うのですが、その辺で、もう少し上乗せをしないとかという考えはないか、その辺を伺いたいです。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：この制度は、昨年度から始まったものでありますけれども、今のところはこの金額でいくということで考えております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：宅内配管の部分の補助については、県のかさ上げはないのですか。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：今の補助金につきましては、令和4年度以降、供用開始になった区域、それから令和3年度以前、供用開始になった区域ということで、令和3年以降、供用開始区域になったところは来年度で終わりになるのですけれども、その分は、国の交付金の対象にはならないのですが、令和4年度以降に供用開始になった分については、国の交付金の2分の1の対象になるということになっております。

委員長　：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：浄化槽設置整備等事業補助金についてお伺いしたいのですが、その人槽によっても違うと思うのですが、今、一戸当たりどれくらい浄化槽を設置しているのか、その辺を伺います。

委員長　：鈴木東部上下水道課長。

東部上下水道課長：東部上下水道課の鈴木です。

よろしく願いいたします。

今年度、東地区が結構多くやっている部分を見えていますけれども、5人槽ですと100万円をちょっと超える程度で、52万9,000円の補助がございますけれども、当然、業者によってとか、入れるもの、メーカーによっても若干違いますので、その辺の見積もりで、やはりお安く見積もっても、やはり100万円ちょっとぐらいと。

7人槽になりますと、さらに三、四十万円ぐらいちょっと追加になるというようなどころが多いようでございます。

以上です。

委員長　：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：次に、維持管理費についてお伺いしたいのですが、公共の場合には、水道料金と比例させて、維持管理費を、料金を納めていると思うのですがけれども、農業集落排水の場合と、それから合併浄化槽の場合の維持管理費というのはどうなっているか、お伺いします。

委員長　：小山下水道課長。

下水道課長：農業集落排水事業については、下水道事業特別会計と一緒にしておりますので、使用料という形で納めていただいております。

浄化槽につきましては、法定点検、それからくみ取りとか含めて、年間4万円から5万円くらいかかる状況かと思っております。

委員長　：ほかにございませんか。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：お願いでございますけれども、やはり私が聞いた資料、千田委員が聞いた資料、それから5番その他の住民の方からの意見に対する対応等について、やはり調査していかなければいけないと思うので、今日は、もうこれで時間で終わるのですがけれども、ぜひ、早い時期にこれについての再調査することを委員長のほうにお願いしたいと思いま

す。

委員長：小山委員。

小山委員：上水道のほうなのだけれども、生活用水ということでボーリングしたりなどして、用水を求めた部分がございますよね。

これは、水道普及率には含まれないのだけれども、ここの中に、括弧でもいいからどのくらい水道に似たような水が確保できたのかというのは、できないものなのでしょうか。

できるのであれば、何件ぐらいここに、未普及地域としてどれくらい確保されたのかというのが分かるのではないかとこのように思いますので、それを出していただけませんか。

委員長：中田総務管理課長。

総務管理課長：市長部局の分のは分かりますけれども、生活用水については、実際に補助した戸数といいますか世帯数は分かりますので、そちらを基に、あとその分で人口、世帯人口を計上すると、全市の人口から割り出して、これプラス、あとその分での普及率という、似たような数字出せますので、そちらのほうについては、後日といいますか、後ほどお示ししたいというように思います。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ほかになければ、以上で、質疑、意見交換を終わります。

以上で、上下水道の普及についての調査を終了しますが、次長をはじめ、上下水道部の皆さんには、お忙しいところ、ありがとうございました。

職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 11:04~11:07)

委員長：再開します。

次に、道路インフラ整備についてを議題といたします。

当委員会の調査項目に上がった各地域の道路整備の現状と課題について、当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：私からは、初めに、市道整備の概要につきまして御説明させていただきます。

その後、市道整備の詳細につきまして、担当であります道路管理課長から説明いた

しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、市道整備の概要について申し上げます。

一関市が管理いたします市道の総延長につきましては、令和4年度末時点になりますけれども、約4,323キロメートルとなっております。

そのうち道路改良済みの延長としまして約2,444キロメートルありまして、道路改良率としましては57.1%であります。

また、舗装済みの延長としましては約2,355キロメートルございまして、道路舗装率としましては55%となっております。

改良率、舗装率ともに6割に届いていないという状況でございます。

また、広域的な幹線道路としまして、一関市の総合計画、こちら平成28年度から令和7年度までの10年間の計画となっておりますけれども、その広域的な幹線道路として、6路線が位置づけられております。

この広域的な幹線道路の整備につきましては、令和5年度に実施中であります2路線、697メートルをもちまして、全て完了ということになります。

続きまして、市道整備への要望についてでありますけれども、道路改良、それから舗装の要望状況につきましては、こちらも令和4年度末時点となりますけれども、市内の全地域におきまして407路線、延長としましては約209キロメートルに及びます。

近年の要望の傾向としましては、道路改良事業は、どうしても費用と時間がかかってしまうということもございまして、既存の道路を生かしながら、部分的に拡幅改良するという現道舗装の要望というのが多い状況であります。

いずれ、どの地域におきましても要望が多くございますので、経済対策事業の予算を充当しつつ、支所ごとに交通量や緊急度、また、重要な道路網としての位置づけなどを総合的に勘案しまして、整備を進めているところでございます。

市道整備の概要につきましては、以上であります。

委員長：佐藤道路建設課長。

道路建設課長：それでは、建設部の所管事務調査、説明事項の1ページを御覧ください。

お配りしております資料に従いまして、御説明させていただきます。

項目といたしましては、(2)の道路インフラ整備についてでございます。

初めに、現状でございますが、1つ目の市道整備につきましては、冒頭に建設部長より説明がありましたので、現状2点目、2の市道整備の主な事業から御説明させていただきます。

2の(1)でございますが、まちづくり推進事業であります。

その中で、予算的に大きな割合を示しておりますのが、広域的な幹線道路も整備されまして、この広域幹線道路整備は、令和5年度事業完了の予定となっております。

令和5年度実施しておりますのが、2路線ございまして、その一つが狐禅寺大平線、県立磐井病院から狐禅寺、弥栄方面へ向かう道路でございます。

2路線目が、東山地域の丸木舞川線です。

こちらは一関地域と東山地域を結ぶ道路として整備しているものでございます。

これらは、旧広域枠と言っていたものでございます。

続きまして、2の(2)でございますが、住み良い地域づくり推進事業、こちら生活道路整備でございます。

こちらが、旧地域枠と言っていたものでございます。

(2)の①でございますが、道路整備予算は、学校建設や道路維持修繕、交通安全施設整備などの事業費を含んだ地域ごとの配分額の範囲内の予算で実施しているものでございます。

(2)の②でございますが、実施路線につきましては、継続路線を優先し、新規路線の配分額に余裕がある場合のみとしておりまして、整備を進めているところでございます。

(2)の③になりますが、どの地域でも生活道路の整備要望が多いために、支所ごとに交通量、利用戸数、緊急度、また道路網としての位置づけなどを総合的に検討しまして、地域ごとに実施計画を作成し、順次、整備を進めているところでございます。

次に、(3)になりますが、経済対策事業でございます。

こちら生活道路の整備でございますが、(2)で御説明いたしました住みよい地域づくり推進事業、これの配分額を超過している地域は、生活道路の整備が進められていないため、まちづくり推進事業で実施しておりました幹線道路整備などの完了によりまして、令和4年度以降の道路整備予算が極端に落ち込むということから、その差額と申しますか、その落ち込み分を、その予算額を別枠で予算措置して、各地域の生活道路整備に充当して整備を行っている事業でございます。

次に、下段のほうに表を記載してございますが、これは令和4年度決算から、各地域の市道整備状況をまとめたものとなっております。

それぞれの(1)のまちづくり推進事業、(2)の住み良い地域づくり推進事業、それから(3)の経済対策事業と、さらに地域ごとに実施しました路線と事業費を記載してございます。

それでは、資料の2ページ目を御覧ください。

次に、課題でございますが、1点目といたしまして、住み良い地域づくり推進事業は、平成27年に策定しました一関市総合計画基本計画内の10年間、平成28年度から令和7年度までの期間となっておりますが、この配分額を各地域に執行してきた事業でありまして、計画期間前、令和7年度前に全て執行した地域につきましては、事業の実施ができない状況となっております。

既に配分額を超過している地域といたしまして、室根地域が令和元年度から、東山地域が令和2年度から、花泉地域が令和5年度からとなっております。

2点目といたしまして、経済対策事業についてでございます。

令和4年度以降、住み良い地域づくり推進事業とは別枠で、令和4年度は3億円、令和5年度も同じく3億円と、予算措置によりまして、生活道路整備を進めているところでございますが、その予算は8地域に事業費配分を行うために十分な予算とはなっていないというのが、現在の状況でございます。

説明事項につきましては、以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。

これより、質疑、意見交換を行います。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：住み良い地域づくり推進事業で行った市道整備ですけれども、この③の中に、支所ごとに交通量云々と、総合的にも検討して、随時、整備を進めているということですが、どこの道路をやるかというのは、支所のほうでの決定になっているのですか、そこをお伺いします。

委員長 : 佐藤道路建設課長。

道路建設課長：各地域の整備する路線でございますが、これは各支所ごとに実施計画を策定して、優先順位といいますか、実施する路線を決定しているところでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうすると、各支所で判断するという考え方でいいのですね。

委員長 : 佐藤道路建設課長。

道路建設課長：そのとおりでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：既に配分が超過している室根地域、東山地域、花泉地域については、もう超過しているので、そういった住み良い地域づくり事業ではできないが、経済対策事業の3億円の中でしていくというその配分は、この事業に使うという決定は、どこでやることになりますか。

委員長 : 佐藤道路建設課長。

道路建設課長：経済対策事業についてでございますが、これは一関全市として本庁で一括要求して予算措置されておりますので、その配分につきましては、道路建設課のほうで各地域に配分しているところでございます。

令和4年度は、3億円に対しまして各地域の均等割40%、それから要望延長の割合が30%、それから各地域の世帯割30%ということで、各地域に配分し、その配分額に応じまして、各支所で実施する路線を選定しているところでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうすると、今、対応の部分、要は経済対策事業についても、支所のほうの判

断で地域の道路整備については決定しているという捉え方でいいのですね。

委員長：佐藤道路建設課長。

道路建設課長：そのとおりでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：地域ごとの整備状況を頂いて、室根地域の場合は令和元年度から住み良い地域づくり事業はないというか、そういうことで経済対策事業の事業費を頂いております。

この住み良い地域づくり事業とか、そういう各地域枠に配分になったのは令和7年度までで、各地域に要望等がいっぱいあると言うのですけれども、この各地域の道路計画というか、地域ごとの計画というものはどのくらいあって、その全体像がどのようなものかというように思うのですが、そういう部分は把握されているのでしょうか。

委員長：佐藤道路建設課長。

道路建設課長：今、御質問がありました整備要望でございますが、全体で道路の整備要望、これは道路改良、現道舗装についてでございますが、407件で209キロメートルということで、建設部長から冒頭、御説明があったところですが、その地区ごとの内訳については、把握してございます。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると把握されているので、各地域では何年度にこういう事業を進めたいのだというような形で計画されていると思うのですけれども、そういうデータを一覧表として持っていて、本庁としてはこれを把握しながら事業を進めていると。

どのくらい各地域に要望があつて、どのくらい実施されているかというような部分は、私たちに見せていただけたら、公表できないのですか。

委員長：佐藤道路建設課長。

道路建設課長：道路改良要望、現道舗装を含めまして、道路整備要望として全体の路線数延長は、把握してございますが、それを出すためには各地域の要望路線数延長を集計したものになってございますが、それは常に、要望等も適宜寄せられておりますので、変動しておりますので、ちょっと詳細についてはお示ししていないところでございます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、質疑、意見交換を終わります。
以上で、道路インフラ整備についての調査を終了します。
続いて、街路樹の維持管理についてを議題といたします。
当局より、説明を求めます。
渡辺建設部長。

建設部長：私からは、先ほどと同様に、初めに、市道の維持管理の状況につきまして御説明させていただきます。

その後、街路樹の維持管理に係る詳細につきまして、担当であります道路管理課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、市道の維持管理の状況について、まずは申し上げます。

市道の維持管理につきましては、日常の職員が行います道路のパトロール、また、行政区長ですとか沿線の住民の皆様、道路利用者、さらには包括協定を締結してございますので、郵便局からの通報などによって発見されました舗装の穴ですとか段差、側溝の損傷、倒木などについて、緊急的かつ応急的な対応を行っているところでございます。

そのほか舗装や側溝といった道路構造物の損傷が広範囲に及んでいるような場合がありますけれども、その場合につきましては、地域ごとに年次計画を策定し、修繕工事を進めているところであります。道路環境の適切な保全、それから交通の安全確保に努めているところでございます。

しかしながら、先ほどと繰り返しになりますけれども、本市が管理する市道の延長というのが約4,323キロメートルということで、岩手県内の市町村の中でも突出している状況であります。

それに加えて、市道ののり面の除草や側溝の土砂上げといった、これまで地域の御協力による共同活動として成り立っておりました市道環境の保全というものが、高齢化によって活動ができないとか、また新型コロナウイルス感染症の影響によります活動の自粛、このような影響を受けまして、これまで以上に市道の維持管理というのが困難になるということが推察されております。

このような中ですけれども、今後におきましても、各地域の現状ですとか実情を踏まえた必要となる予算の確保に努めることというのはもとより、包括的な維持管理のさらなる拡充、あるいは新しい技術の活用・導入など、維持管理の軽減と効率化の検討が必要と考えているところでございます。

市道の維持管理の状況については、以上であります。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：それでは私のほうから、街路樹の維持管理について、説明の資料に基づきまして御説明させていただきます。

ページにつきましては、3ページでございます。

まず、現状についてでございます。

街路樹の整備状況につきまして、概要は、ただいま建設部長のほうから申し上げたとおりでございますが、当市における街路樹の整備は、道路景観の美化、住民の安らぎを与える効果、木陰の提供等、潤いのある都市景観の形成を目的に、都市計画街路整備事業や幹線市道の改良事業等により、市道34路線で約2,200本、ちょっとデータが古いのですが、平成21年11月末時点で街路樹が植栽されており、これまでアドプト・プログラムの協定締結などにより、市民や企業等の協力も得ながら、道路維持補修費で維持管理を行っている状況になっております。

2番の街路樹の管理方針といたしましては、まず(1)ですが、平成22年7月でしたが、一関市街路樹の植栽及び管理に関する方針を策定したところでございます。

こちらにつきましては、街路樹の植栽整備や管理に関する庁内の基準ということで定めたものでございます。

管理の内容といたしましては、成長した幹や枝の剪定、病虫害の駆除、落ち葉の処理、下草刈り、あとは施肥、支柱や植樹ますの補修、枯れた木の処理等々という管理の内容となっております。

管理の方針といたしましては、直営や業者委託による管理のほか、アドプト・プログラムの協定締結など、住民等と行政が協働のまちづくりを進め、良好な景観の保持、増進に努めることとしております。

3番の街路樹管理の状況でございます。

(1)でございます。

市が日常的に行っているパトロールのほか、各地区の行政区長や沿線住民の方々などから、通報や要望により状況を把握し、枝等が車両に張り出してぶつかったり、歩道にかかったりということで、車両や歩行者の通行に支障となっている箇所や標識・電線に接触して支障となっている等の箇所、さらには病虫害の発生により、沿線住民の生活環境に影響する箇所等を優先して、直営作業や業者委託、電線等の管理者に連絡をして、応急的な対応を行っているという状況になっております。

アドプト・プログラムの協定締結により、街路樹も含めた市道の維持管理、清掃等の活動を行っている団体といたしましては、自治会や企業など9団体（令和4年3月末時点）ございました。

現在も活動を継続している団体というのは、3団体となっているという状況でございます。

市道の維持管理については、側溝や舗装の修繕に対する要望対応が非常に多い状況でございまして、街路樹以外にも、市道ののり面の除草や支障木の伐採等、様々な要望が多数寄せられていることから、現地を確認し、緊急性や優先順位を定め、年度の予算の調整を図りながら実施している状況でございます。

参考といたしまして、令和4年度の決算の内容をお示ししております。

8款2項2目、道路維持費全体のうち、道路維持補修費、繰越分も含みます全体といたしまして、8億8,846万9,000円ほどになっております。

こちらは、除雪を含まない道路維持補修費の部分でございまして、一応、先ほどの側溝、舗装の修繕等も含めた年次計画などでの部分、あとは緊急的な維持作業も含んだものでございます。

このうち、緊急的な維持作業になります道路補修作業委託、こちらのほうが樹木の伐採等々もございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度は680件行っておりまして、1億4,471万5,000円ほど費用を使っております。

その中で、街路樹も含むのり面除草、支障木伐採の割合につきましては、約3分の1ぐらい費用を使っているという状況でございます。

次のページ、4ページのほうにお願いいたします。

課題というところでございますが、まず、1番といたしましては、街路樹以外の市道のり面の草や樹木の管理等も道路維持補修費で行っております。

県内市町村でも最も長い市道延長4,323キロメートルでございますけれども、管理をしております、街路樹の徹底的な管理まではなかなか至っていないというのが実情でございます。

アドプト・プログラムの協定締結に基づく団体や企業による管理については、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、共同作業を自粛する団体も多く、活動休止状態の団体や協定を廃止する団体も出ている状況でございます。

市道以外のアドプト・プログラムの部分につきまして、市の関連公園施設等も含めると、これまで14団体と締結をしておりましたが、うち4団体が、なかなか継続できないということで廃止になっております。

それ以外の10団体、市道以外も含みますが、そのうち、現在は新型コロナウイルス感染症の関係もありまして6団体が休止と。

道路の部分につきましては、残る4件のうち、道路は3件というような活動の状況でございます。

今後の新型コロナ回復の状況によっても変わってくるかとは思っておりますが、現在はそういう状況になってございます。

あとは、地域住民の自治体等での環境整備や、高校生や各種団体による自主的なボランティア作業については、相当数、実際やっただいていると。

協定を結んでいなくてもやっただいているところがございますが、実際の実態の把握につきましては、なかなかできていないというような状況になっております。

私のほうからは、以上のような説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：街路樹について、やはりやらなければいけないことが随分あると思って、日頃見ているのですけれども、まず1点目、一関市街路樹の植栽及び管理に関する方針というのは、平成22年に策定されていますが、道路構造令の中で街路樹というのは、どのような位置づけになっているのでしょうか。

つくらなければならないものかどうか、伺いたいのですけれども。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：今、道路構造令のお話でしたが、すみません、持ってはきておりませんが、基本的には一般の道路につきましては、道路に直接というものではないのですが、都市に整備する義務については、景観や、先ほど言った道路景観の美化や住民へ安らぎを与える効果などがありまして、一定以上の都市の道路につきましては、整備することができるということで記載があったと思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：国道を見ると、例えば中央分離帯にも昔は街路樹等があったのだけれども、今そういうのはなくなってきているという状況の中で、市道の道路の両脇の街路樹については、まことに緑はいいのだけれども、葉っぱがあれくらい大きくなってくると道路標識も見えない状況になってきている状況を、もちろんパトロールで見えていると思うのですけれども、住民の方々からすると、何でやってもらえないのだろうかというお話が多々あります。

その中での課題として、街路樹の定期的な管理まで至ってないと言うけれども、つくっておきながら、そこについての管理まではできないと言っている。

例えば、切ってしまうとかという話でないけれども、ある以上は予算化をして、そういったことをやはり管理していかないと。

つくってしまったけれども、それで終わりでは、あまりうまくないのではないかと思います。

その辺の認識というか、見解はどのように思っていますか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：ただいま委員からお話のありました街路樹の件につきましては、全く、なかなか言われた部分については対応させていただいているのですが、定期的なとか計画的な管理に至っていないというのは、本当でございます。

樹木は成長いたしますし、平成22年7月に、この方針を定めた際に、道路構造令の基準で植樹ますの間隔とかが決まっております、例えば10メートルに1か所とかという整備方針があるのですが、その平成22年の際には、やはり一関市といいますか、岩手県だということもあって、それを市では20メートルに1か所にしましょうとかというような見直しもさせていただいております。

ただ、今、委員もおっしゃったように、住民によっては、もう植樹は要らないという話をおっしゃる方もいらっしゃるのですが、生きている木を切ってまで外すということとはちょっとできないものですから、実際は、そのような対応ということになっておまして、枯れてしまった木の部分については、植えてないところ、その代わり段差になると危ないですので、植樹ますの高さは、歩道の高さまで合わせるとか、あと切り株は残さないとかやらせていただいておりますけれども、なかなかその成長、あとは葉っぱとか枝の部分について、ちょっと十分に回っていないところもあるというのは認

識しております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：国か道路公団等では、そういった樹木については思い切って処分していますよね、国道道路の中で、住民の意向をどのくらいつかんでいるかは分からないけれども。

いずれ、これからもずっと維持管理していく中で、大きい葉っぱ、例えば、沖線は大きい葉っぱなのだけれども、それも、これから都市計画道路等をつくっていくときの街路樹を選定する際に、そういったあまり葉っぱが大きくなならない樹木とか、背丈が大きくなならないものとかというのをやっていかないと、見た目は、つくったときは非常にいいのだけれども、木が大きくなってしまうと、非常に危険だという思いがしているので、ぜひその件は、新たにつくる際についての樹木を選定については、しっかり検討してほしいと思いますし、国道、県道、要は国でも三桁の国道とかの街路樹なんかは、その辺、国と県のほうとの情報交換とかというのは、やっているものですか、市道との関係で。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：今現在、国道、もしくは県の三桁国道なり県で管理されています県道との街路樹に関する部分の意見交換までは、ちょっとなかなかできてない状況でございます。

あと前段にお話しいただきました植栽の樹木の種類につきましては、この平成22年の方針の際に、あまり大きくなならないものとか葉っぱが落ちないものとかということで樹種をいろいろ選定したものを市内の基準にしております、それ以降に整備する部分については、そのような形でやらせていただいております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：最後ですけれども、アドプト・プログラムの締結ですけれども、今、締結を廃止する団体も出てきたということなのだけれども、やはり協定している団体や企業の方々をやはりつくらないといけないのではないかと思います。

情報をもらったり、手の届くところを管理してもらおうとか。

いろいろなところがやめていく団体もあるようですけれども、ここではコロナという言い方ですけれども、放射能の関係で側溝整備等について手を出せないという状況で、各民区とか企業が、そういったことで樹木も一緒に管理していく上では難しいというか、できないということでやってない。

もうこれ以上できないから廃止しましょうとしているところがあるようなので、やはり放射能の課題もあるのですけれども、協働でやっていく上では、やはりアドプト・プログラムも再度見直して、そういった方々に、企業・団体等に呼びかけ、推進をしていくべきではないかと思うのです。

情報提供だけではなくて、自分たちでできる、例えば草取りもやっていますけれども、そういった企業団体は幾らでもお願いして、一緒にきれいなまちづくり、景観のいいま

ちづくりをしていきたいと思いますということで、各企業の経営理念にも結びつく部分があると思うので、ぜひそこを推進してほしいと思いますけれども、いかがですか。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：御意見ありがとうございます。

ただいま頂いた御意見でございますけれども、確かに放射能のこともあって、いわゆる民区でよくやっていた一斉清掃が大分できなかつた。

それによりまして、共同作業ができていない。

その後、新型コロナウイルス感染症もございました。

土砂上げとかもできていないということで、皆さんが集まらないので樹木の管理も確かになっていないところもあると思います。

あと先ほど企業14団体と締結したところですが、残念ながら市内からなくなってしまった企業、大手ですけども、そういうところでも減ったところがございます。

新型コロナでどうしても経済の関係もありまして、企業にちょっと、いわゆる作業をお願いしづらい状況もあったのですが、今頂きました御意見を参考にさせていただきながら、市の予算も限りあるものでございますので、そういった中で協力いただけるところ等々をちょっと模索していかなければならないなということでお話を聞かせていただいております。

あとアドプト・プログラム自体は、生活環境課でちょっと取りまとめをしているものでございまして、先ほどの一斉清掃もそちらでございまして、少しお話をさせていただいて、できるところを協力しながらというところでちょっと考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今のアドプト・プログラムの協定の関係だったのですが、いろいろ大変な事情はお伺いして理解しました。

前段のところに、市道34路線というようにあるのですが、この範囲内で、自治会というのは何団体くらいあるのか、お伺いしたいと思います。

委員長：小野寺道路管理課長。

道路管理課長：34路線の自治会については、すみません、把握はしておりません。

この路線の図面はありますけれども、ただちょっと調査しておりませんでした。

委員長：岡田委員。

岡田委員：先ほど課長のほうからもお話があったとおり、地域・自治会では、協定を結んでいな

くてもそういう取組をやっているのです、市道の街路樹がある自治会とは、特にそういった意見交換をしていただければいいというように思ったところです。

あと、それから部長のほうから、この関係で、事業に対する予算確保だけではなくて、効率化の検討というお話もあったのですけれども、この効率化というのは、具体的にはどのようなことがあるのか、教えてください。

委員長：渡辺建設部長。

建設部長：効率化の一つとしましては、今も既に郵便局と包括協定を結んではいるのですけれども、それを郵便局だけではなくて、例えば民間の宅配業者ですとか、水道の検針員とか、そういった方々にもお手伝いをというのがありますし、それから、あと新技術ですね。

新技術で、どれだけ維持管理に、コスト縮減とかにつながる新技術があるのか、調査していますけれども、そういった活用できるものを導入して、効率化に向けた検討を行いたいというところです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：企業の活動をさらに増やしていくというようなことと、あと新技術を今調査しているということなのですが、新技術とは具体的に、今お話しできるようなことがあれば、具体的に教えていただければと思うのですが。

委員長：渡辺建設部長。

建設部長：維持管理に関わることで、除草で言えば、そもそも生やさない方法、防草シートとか薬剤散布もありますけれども、あとは側溝の既製品でも、脇から生えないような構造の側溝も今出ていますので、そういったのも活用していくというのも考えられるかと、今のところは思っております。

委員長：ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、質疑、意見交換を終わります。

以上で、街路樹の維持管理についての調査を終了いたします。

建設部長をはじめ、当局の皆さんも、お忙しいところありがとうございました。

職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 11:50~11:55)

委員長：それでは、再開いたします。

本で行った調査項目について、意見交換を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：本日の調査事項の中で、一番に対応を考えていかなければいけないというか、当委員会として調査をすべきという点では、下水道のことについて、やはり公共下水道に接続していない、しない世帯が結構あるということで、それに対する調査について、やはり再度やるべきだと思いますので、ぜひ委員長、副委員長の協議の上で日程を決めていただいて、再度、その辺について調査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長：そのほかにありますか。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは、ただいま佐藤浩委員から意見があったとおり、下水道の普及について、今日の調査をさらに深めることとして、次回開催日時等については、当局と確認の上、正副委員長で日程を調整し、継続して調査を進めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議がありませんので、そのように決しました。
次に、その他、皆様から何かありますか。

（「なし」の声あり）

委員長：特になければ、以上で、予定した案件の協議を終了いたしました。
以上で、本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでございました。

（閉会 午前11時56分）